

10 申請書類

(1) 許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）

許可の申請書（法定書類）は下表のとおりです。

※申請の際には、法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・添付資料に分けて提出願います（49頁参照）。

表1-9 【許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）】

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類	必要書類								摘要	
			新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新		更新+更新
閲覧書類	第1号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	個人は法人番号の記載不要
	別紙1	役員等の一覧表	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	
	別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	従たる営業所がない場合も添付
	別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	△	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	従たる営業所がない場合も添付
	別紙4	専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第2号	工事経歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※	申請する業種ごとに作成し、実績がなくても各業種毎に添付
	第3号	直前3年分の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第4号	使用人数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第6号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第7号の3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付
		定款	㊦	㊦			□	□	□	□	□	
	第15号	貸借対照表										新規設立法人で、決算期末到来の場合は、開始貸借対照表を提出。 ・50頁参照
	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	㊦	㊦								
	第17号	株主資本変動計算書										
	第17号の2	注記表										
	第17号の3	附属明細書（注1）	㊦	㊦								
	第18号	貸借対照表（個人用）										新規事業開始の個人事業主で、決算期末到来の場合は、開始貸借対照表を提出。 ・50頁参照
第19号	損益計算書（個人用）	◎	◎									
第20号	営業の沿革	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		
第20号の2	所属建設業団体	◎	◎			□	□	□	□	□		
第20号の3	主要取引金融機関名	◎	◎			□	□	□	□	□		
非閲覧書類	別紙3	収入印紙、証紙等貼付欄	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	茨城県に申請する場合、茨城県収入証紙を貼付（他自治体の証紙や、収入印紙は認められない）	
		成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（注2）									・成年被後見人、被保佐人に該当しない場合は左記上段の証明書を添付する ・成年被後見人、被保佐人に該当する場合は左記下段の診断書を添付する ・32頁 表1-14参照	
		契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（注2）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		市町村の長が発行する身分証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	32頁 表1-14参照	
	第7号	常勤役員等証明書									・様式第7号または様式第7号の2のいずれかを必ず貼付する ・証明者別に添付する	
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	別紙	常勤役員等の略歴書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	△	△	△	△	△	△	様式第7号の2を提出している場合は必ず添付する		

閲覧・非閲覧の別	様式番号	提出書類	必要書類										摘要		
			新規	許可換え新規	般特新規	業種追加	更新	般特新規+業種追加	般特新規+更新	業種追加+更新	+更新	般特新規+業種追加			
非 閲 覧 書 類	第 8 号	専任技術者証明書（新規・変更）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎ : 必要 ☒ : 法人の場合必要 ☑ : 個人の場合必要 △ : 必要な場合提出 □ : 変更がなければ省略可能 空欄 : 省略可能 ※ : 更新にかかる業種については省略可能
		卒業証明書													必要なものを添付する 30、31頁 表1-11(1)、(2)参照 ・監理技術者資格者証の写しによる証明の場合は、卒業証明書、技術検定合格証等の資格証明書、実務経歴証明書、指導監督の実務経歴証明書の提出は不要。 ・実務経歴証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経歴を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。 (1) 自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合 (2) 記載されている実務経歴と証明しようとする業種に齟齬がある場合 (3) 他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経歴証明書の記載内容に齟齬がある場合 (4) 申請日前 10 年以上にわたって実務経歴がない場合 (5) その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合
		技術検定合格証等の資格証明書													
	第 9 号	実務経歴証明書													
	第 10 号	指導監督の実務経歴証明書													
		監理技術者資格者証の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	役員等の一覧表に記載した者（常勤役員等以外）について記載。 該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付
	第 13 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付
	第 14 号	株主（出資者）調書	☒	☒			□		□	□	□	□	□		
		登記事項証明書	☒	☒			□		□	□	□	□	□		商業登記がなされている場合は個人も添付
	納税証明書	◎	◎											茨城県県税条例施行規則様式第 40 号の 4（ア） ※決算期末到来の新規設立法人の場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等に関する申告書」の写し、決算期末到来の新規開業の個人事業主の場合は、県税事務所に提出した「個人事業開業届」の写しを納税証明書の代わりにご提出ください。	
第 22 号の 4	廃業届													法人成り、事業継承、特定建設業許可から一般建設業許可に移行する申請をする場合に添付	
	委任状													代理人申請の場合に添付	

- (注 1) 資本金の額が 1 億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）の場合
- (注 2) 成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合は、成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出し、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出すること。（32 頁参照）